

キャッシュレス・消費者還元事業の加盟店登録はお済みですか？

いよいよキャッシュレス・消費者還元事業がスタート！ 加盟店登録はお早めに

ポイント還元期間：2019年10月～2020年6月

貴店でお買い物されたお客様に当事業によるポイント還元を希望する場合は、キャッシュレス決済事業者を通じて当事業への加盟店登録を行ってください。キャッシュレス決済を導入しているだけではポイント還元されませんのでご注意ください。

キャッシュレス・消費者還元事業とは？

期間中、キャッシュレス決済で支払いをした消費者に購入額の2%または5%をポイント還元する国の制度です。



上記のマークがあるお店で
最大5%ポイント還元！

加盟店登録の方法

- ① ご自身のお店がポイント還元事業の対象となるかを確認
- ② ご自身のお店で決済可能なキャッシュレス決済の種類を確認
- ③ 上記②のうち、お客様にポイント還元したいキャッシュレス決済の種類を決定
- ④ 専用 web ページ (<https://business.cashless.go.jp/>) にて加盟店 ID を発行
- ⑤ ご契約の決済事業者または契約予定の決済事業者へ加盟店登録希望の旨を連絡
- ⑥ 上記決済事業者を介しての加盟店登録手続き
- ⑦ 登録審査
- ⑧ 決済事業者経由で審査結果の通知が届く（登録完了）

地域サポート事務局開設のご案内

キャッシュレスポイント還元事業に関するサポート事務局が全国9カ所に開設されました。都内の事業者のみなさまは、**関東サポート事務局** 03-3551-2629 へお問い合わせください。

* 受付時間 10～18時（土・日・祝日を除く）※お電話のみでの対応となります。

* サポート内容 ①専用 web サイトでの決済事業者検索に関するサポート
②各地域での説明会の要望受付

* 対象エリア 茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨・長野・静岡